

明日へのたより

発行所

税理士法人 ウィズアス

〒543-0002
 大阪市天王寺区上汐3丁目8番26号
 S&Jビル6F
 TEL 06(6771)7106

あけまして
 おめでとう
 ございます



1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 10日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31

ワンポイント スマホ申告が更に便利に

令和2年分申告では100万人以上が利用したスマートフォンによる確定申告。令和3年分からは、上場株式等に係る繰越損失等の申告ができるほか、カメラで源泉徴収票を読み取れば記載された金額等を国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」へ自動反映できるようになるなど更に便利になっています。

1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
 本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
 1月31日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出
 1月31日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付
 1月11日
 (納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月20日)
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告
 (法人税・消費税等) 1月31日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告
 1月31日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
 (年3回の場合) 1月31日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告
 1月31日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出
 1月31日
- 労 務 / 労働保険料の納付(第3期分) 1月31日
 (労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

1月の税務処理

(各種法定調書や償却資産申告書の作成・提出、所得税の還付申告)

年が明けると、会社の経理担当の方々は、1月の税務処理である各種法定調書や償却資産申告書等の作成・提出が待っています。また、令和3年分の還付申告も1月から始まります。毎年の行事ですが、漏れのないように確認していきます。

各種法定調書の作成

法定調書とは、所得税法・相続税法・租税特別措置法及び内国税の各税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の規定により税務署に提出が義務付けられている資料です。

法定調書の種類としては60種類ありますが、一般の会社で義務のあるものは限られており、次の1・1・3の3種類が頻出項目として挙げられます。これらは支払が確定した日の



属する年の翌年1月末までに所轄税務署長に提出します。

1 給与所得の源泉徴収票

複写作成され、①税務署提出用、②受給者交付用、③市区町村提出用(給与支払報告書)として利用されます。

給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、表1のとおりです。

2 報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書

令和3年中に講演料や外交員報酬など所得税法第204条第1項等に規定する報酬・料金等を支払った者は、同一人に対する支払金額の合計が一定額を超える場合に税務署への提出義務があります。

3 不動産の使用料等の支払調書

令和3年中に不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借り

受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価の支払をする法人や不動産業者である個人が提出義務者です。

提出範囲は、同一人に対する年中の支払金額が15万円を超える者ですが、法人(人格のない社団等を含みます)に支払う不動産の使用料等については、権利金、更新料等のみを提出します。したがって、法人に対して、家賃や賃借料のみを支払っている場合は、支払調書の提出は不要です。

◆ e-Tax等による提出の場合

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった枚数が100枚以上である法定調書については、昨年1月からe-Tax又は光ディスク等により提出することになっています。したがって、令和2年に提出した給与所得の源泉徴収票の枚数が、100枚以上である場合には、今年1月に提出する給与所得の源泉徴収票は、e-Tax又は光ディスク等による提出が必要となりますので注意が必要です。

表1 給与所得の源泉徴収票の提出範囲

	受給者の区分	提出範囲
年末調整をした者	(1) 法人(人格のない社団等を含みます)の役員(取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である者)及び現に役員をしている者	令和3年中の給与等の支払金額が150万円を超える者
	(2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理士、建築士等(所得税法第204条第1項第2号に規定する者)	令和3年中の給与等の支払金額が250万円を超える者
	(3) 上記(1)及び(2)以外の者	令和3年中の給与等の支払金額が500万円を超える者
年末調整をしなかった者	(4) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者	イ 令和3年中に退職した者、災害により被害を受けたため、令和3年中の給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予又は還付を受けた者
		ロ 令和3年中に主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった者
	(5) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった者(給与所得の源泉徴収税額表の月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等)	令和3年中の給与等の支払金額が50万円を超える者

表2 資産の種類と主な償却資産

資産の種類	主な償却資産の例示
1. 構築物	看板(広告塔)、井戸、門、塀、庭園その他土地に定着する土木設備など
2. 機械及び装置	電気機械、化学機械、建設機械、印刷機械、起重機その他物品の製造、加工修理などに使用する機械及び装置など
3. 船舶	ボート、貨物船、漁船、客船など
4. 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5. 車両及び運搬具	ホイールクレーン、フォークリフトなどの特殊自動車(自動車税及び軽自動車税の課税対象は除く)など
6. 工具・器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、パソコン、プリンター、計算機、レジスター、応接セット、テレビ、陳列ケース、測定工具、切削工具など

◆ 令和3年分の法定調書の改正事項

法定調書の提出にあたり、あらかじめ税務署長に届け出た場合には、令和4年1月からクラウド等に備えられたファイルにその法定調書に記載すべき事項(以下「記載情報」といいます。)を記録し、かつ、税務署長に対してそのファイルに記録されたその記載情報を閲覧し、及び記録する権限を付与することにより、法定調書の提出をすることができるとなりました。

◆ 法定調書の訂正

提出後、法定調書に誤りがあった場合には、当初提出した法定調書を無効とするとともに、正しい内容の法定調書を作成する必要があります。

償却資産申告書

1 申告すべき資産

令和4年1月1日現在で現存する事業用償却資産(他に貸しているものを含みます)について申告します(表2参照)。
なお、遊休資産や未稼働資産であつても賦課期日(1月1日)現在において事業の用に供する

ことができる状態にあるものや、租税特別措置法における「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により30万円未満の減価償却資産を必要経費又は全額損金算入した場合も、申告対象となります。

2 申告の方法

① 前年度(令和3年度)に申告した者：増減申告
令和3年1月2日から令和4年1月1日までの間に、増加・減少のあった資産について申告します。

② 今年度初めて申告する者：全資産申告
令和4年1月1日現在で所有するすべての資産について申告します。

3 免税点
課税標準の合計額が150万円未満の場合は課税されません。

4 納期
納期は4月、7月、12月及び翌年2月の4期です(市区町村で異なる場合があります)。

5 留意点
備考欄に、資産の増減の有無、該当資産の有無、廃業、解散、転出、合併等がある場合には、日付の記載欄があります(自治体による)ので記載してください。

所得税の還付申告

還付申告ができる期間は、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間で、今年1月1日から行えます。今年1月1日から行えますので、早めに還付申告書を提出することにより、還付も早めに受け取ることができます。

- ① 「雑損控除」や「医療費控除」、「住宅ローン控除」のほか、次のようなものがあります。
- ② 年の途中で退職し、源泉徴収税額が納め過ぎになつている場合
- ③ 国や地方公共団体などに対し、特定の寄附をした場合
- ④ 上場株式等に係る譲渡損失の金額について申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等の金額から控除した場合
- ⑤ 特定支出控除の適用を受けられる場合

新年のご挨拶

新しい年、令和4年が始まりました。

昨年7月から8月にかけて開催された「東京オリンピック・パラリンピック」では、日本選手はオリンピックで58個、パラリンピックで51個のメダルを獲得しました。今年も2月から北京で冬季オリンピック・パラリンピックが開催される予定ですので、日本選手の活躍が期待されます。

今年1月から、勤続年数5年以下の法人役員等以外の者への退職金について、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円超の部分は、これまでの2分の1課税が適用除外となりましたので、従業員への退職金の計算にあたっては注意が必要です。昨年10月から、消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）を行うための「適格請求書発行事業者」の登録申請が始まっています。制度開始は令和5年10月ですが、免税事業者等は対応を考えておきたいところです。

今年4月1日から民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これに伴い、年齢要件を定める法令について必要に応じて年齢が18歳に引き下げ（女性の婚姻年齢は18歳に引き上げ）られ、税務関係でも相続における未成年者控除や、父母、祖父母から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例、相続時精算課税適用者などが「20歳」から「18歳」となりますので、適用する際は確認が必要です。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

既存ソフトウェアの仕様を大幅変更した場合の取得価額

ソフトウェアを自社で制作した場合の取得価額は、「製作に要した原材料費、労務費及び経費+事業の用に供するために直接要した費用の額」で計算されますが、すでに所有しているソフトウェアまたは購入したパッケージソフトウェア等（以下「既存ソフトウェア等」といいます。）の仕様を大幅に変更して、新たなソフトウェアを制作する場合も同様に計算されます。

この場合、新たなソフトウェアを制作することに伴い、その製作後、既存ソフトウェア等を利用することが見込まれない場合に限り、既存ソフトウェア等の残存簿価は、その新たなソフトウェアの製作のために要した原材料費となります。

また、取得価額については、適正な原価計算の方法によりますが、法人が原価の集計や配賦などについて、合理的な方法により継続して計算している場合も認められます。

商品を複数購入した際の帳簿記載

Q 弊社は製造業です。文具、飲料（酒類以外）及び雑貨をまとめて購入した場合に、消費税の仕入税額控除の適用を受けるための帳簿への記載方法を教えてください。

A 1回の取引で、複数の一般的な総称の商品を2種類以上購入した場合でも、それが経費に属する課税仕入れで

ある場合には、「文房具等」と記載すれば、仕入税額控除の適用を受けることができます。

ただし、課税と非課税商品がある場合や、標準税率と軽減税率対象商品がある場合は、区分して記載する必要があります。よって、ご質問の場合には、文房具と雑貨については合わせて「文房具等」と記載すればよく、飲料については区分した上で、軽減税率の対象である旨を記載しなければなりません。